

## 標榜診療科の見直しに伴う先進医療における対応について

### 1. 経緯

患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を支援するという観点から、一つひとつ診療科名を列挙して規定する方式を改め、一定の性質を有する事項を診療科名とする方式とし、医療機関が広告できる診療科名を相当程度拡大することとして医療法体系が改正され、標榜診療科は次のとおり見直されることとなった。

### 2. 見直しの概要

#### (1) 医科について

○ 次に掲げる診療科について、ルール①及び②に基づき、a から d までに掲げる事項と組み合わせたものを診療科名として認めることとする。

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科及び救急科

・ ルール① 以下に掲げる a から d までの事項について、複数組み合わせることができる。

(例) 「内科」と「(b)老人」と「(c)心療」とを組み合わせ、「老人心療内科」と広告することは可能。

・ ルール② 以下に掲げる a から d までの事項について、同じ分類に属するもの同士を複数組み合わせることは出来ない。

(例) 「外科」と「(b)老人」と「(b)小児」とを組み合わせ、「老人小児外科」と広告することはできない。

→ 代わりに、「外科(老人・小児)」・「老人外科・小児外科」という形で広告することは可能

#### a 臓器や体の部位の名称

頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝又はこれらを構成する人体の組織、器官、臓器若しくは身体の部位又はこれらの臓器等が果たす機能の一部。

b 患者の特性（患者の性別・年齢等）

男性、女性、小児、老人又は患者の性別、年齢を示す名称であって、これらに類するもの。

c 診療方法の名称

整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語。

d 症状又は疾患の名称

感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に属する特定の疾病若しくは病態。

- ただし、組み合わせの結果、不合理な内容等であるものについては、診療科名として広告してはならない。

（例） 「内科」と「整形」、「皮膚科」と「呼吸器」等

(2) 歯科について

- 歯科について、ルール①及び②（（1）医業と同じ）に基づき、a 及び b に掲げる事項とを組み合わせたものを診療科名として認めることとする。

a 患者の特性

小児又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するもの。

b 診療方法の名称

矯正、口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語。

- ただし、組み合わせの結果、不合理な内容等であるものについては、診療科名として広告してはならない。

(3) 施行期日等

- 施行期日は、平成20年4月1日
- 改正により廃止される診療科名（※）については、経過措置として、施行日前から広告している場合は、施行日以後も広告を続けることができる

※ 神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科、胃腸科

### 3. 先進医療における対応

先進医療においては、各医療技術の施設基準である

- ・ 医師が専ら従事する標榜診療科
- ・ 医療機関の標榜診療科

について、

#### ○ 医科の標榜診療科

内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科又は放射線科

#### ○ 歯科の標榜診療科

歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科

の中から設定することとしていたところ、今回の医療法体系の見直しにあわせ、

- ① 平成20年4月以降、先進医療として認められる医療技術については、今回の標榜診療科の見直しの内容にあわせて、適切な標榜診療科を施設基準として設定する
- ② 平成20年度3月までに先進医療として認められた医療技術であって、同年4月以降も先進医療として継続されるものについては、同年3月までに施設基準として設定された標榜診療科を継続し、必要に応じて見直しを検討する

こととしてはどうか。

# 標榜診療科名の改正について（医療法施行令の一部改正）

## 概要

患者や住民が自分の病状にあった適切な医療機関の選択を支援するという観点から、現行の広告可能な診療科名を限定列挙する方式を改め、一定の性質を有する事項を診療科名とする柔軟な方式とし、標榜診療科名を相当程度拡大する。

## 現行

具体的な標榜診療科名を限定列挙

内科	脳神経外科
心療内科	呼吸器外科
精神科	心臓血管外科
神経科	小児外科
呼吸器科	皮膚泌尿器科
消化器科	性病科
循環器科	こう門科
アレルギー科	産婦人科
リウマチ科	眼科
小児科	耳鼻いんこう科
外科	気管食道科
整形外科	リハビリテーション科
形成外科	放射線科
美容外科	

その他、厚生労働大臣の許可を得た  
標榜診療科名として、麻酔科

## 改正後（平成20年4月～）

以下に掲げるいずれも標榜診療科名とする。

○単独で広告可能な診療科名として、内科・外科

○内科・外科と以下に掲げる事項とを組み合わせたものも診療科名とする。

- a 人体の部位や臓器の名称
- b 患者の特性
- c 診療方法の名称
- d 症状、疾患の名称

（a～dの具体的事項は、政省令で規定）

○その他、単独で広告可能な診療科名として、以下に掲げる診療科名

…精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科

○さらに、これらの診療科名と上記a～dの事項とを組み合わせたものも診療科名とする。

※ なお、改正前から広告している診療科名については、改正後も広告を続けることは可能